

昭和四十年五月二十四日提出
質問第一三三号

地方自治体の合併に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年五月二十四日

提出者 中村高一

衆議院議長 船田 中殿

地方自治体の合併に関する質問主意書

昭和三十九年八月一日、東京都南多摩郡由木村は、八王子市に合併した。合併に際し、十一部落中大塚ほか四部落は合併に強硬反対し、由木村は二つに分かれ、対立は激化し、住民投票まで行なつた経過がある。

昭和三十九年七月三日、東京都庁において、鈴木副知事その他に対し、八王子植竹市長並びに田辺市会議長は、住民の意思に反してまでその部落を八王子市の区域に包含しておきたいと考えていないので、部落民の多数のものが境界変更を希望する場合には、住民の投票等適当な方法によつてその意向を確認し、その結果に従つて境界変更を行なう用意があると説明している。

昭和三十九年七月二十日の東京都議会は、合併承認議決に際し、次のごとき付帯決議を行なつている。

合併後、大塚・東中野・堀ノ内・越野・別所の部落については、住民の過半数が境界変更を希望する場合には、住民の投票等適当な方法によりその意向を確認し、その結果に従って可及的すみやかに関係地方公共団体との境界変更を行なうよう善処すべきである。

その後も五部落は合併反対の意思を変えず、陳情、請願をつづけ、集団で税金滞納等を行なつて抵抗している。しかるに、八王子市長は、合併当時の言明を実行しようとはせず、東京都議会は付帯決議の実行を求める請願を昨年十二月に採択したにもかかわらず、東京都知事はなんらの行政指導も行なわないで放任しているため、五月十七日八王子市長は五部落住民に対し滞納税金徴収のための差押えの強行処分を通達してきた。

よつて、これに対する政府の見解並びに対策についてお伺いいたしたい。

右質問する。